（鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令の一部改正）

第三条　鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令（平成二十三年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鉱業法第六条の二の鉱物及び同法第七十条の三の特定鉱物を定める政令

第一号中「そう鉛鉱」を「ビスマス鉱」に、「アンチモニー鉱」を「アンチモン鉱」に改め、第三号中「アスファルト」を「希土類金属鉱及びアスファルト」に改める。

本則を本則第一項とし、本則に次の一項を加える。

2　鉱業法第七十条の三の政令で定める特定鉱物は、特定鉱物のうち、海底又はその下に存在するものとする。

（電気事業法施行令の一部改正）

第四条　電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の五十二第三項」を「第二十八条の五十三第三項」に改める。

第二十一条第一項中「第二十八条の五十二第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改める。

第四十五条第三項第三号中「発電用」の下に「若しくは蓄電用」を、「おける発電」及び「その発電」の下に「若しくは放電」を加える。

第四十六条第二項第二号中「第二十八条の五十二第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に、「第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十七」に改め、同条第三項の表第十号中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に、「発電用の電気工作物に」を「発電等用電気工作物（法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。以下この号において同じ。）に」に、「発電用の電気工作物が」を「発電等用電気工作物が」に改め、同表第十二号中「発電用」の下に「又は蓄電用」を加える。

（商品先物取引法施行令の一部改正）

第五条　商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第六条　首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令（昭和三十四年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「発電」の下に「若しくは蓄電」を加える。

（首都圏近郊緑地保全法施行令等の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「発電の用に供する」を「発電用の」に、「の設置を」を「及び発電事業の用に供する蓄電用の電気工作物の設置を」に改める。

一　首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）第三条第二十三号

二　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）第六条第二十三号

三　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）第三条第二十八号

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令及び文化財保護法施行令の一部改正）

第八条　次に掲げる政令の規定中「又は電気工作物若しくは」を「、電気事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。）の用に供する電気工作物又は」に、「及び発電の用に供する」を「並びに発電用の電気工作物及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。）の用に供する蓄電用の」に改める。

一　風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）第三条第三項第二号

二　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第六項第二号

（特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正）

第九条　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三の三の項の下欄第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第五十一条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

（電源開発促進税法施行令の一部改正）

第十条　電源開発促進税法施行令（昭和四十九年政令第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び当該」を「及び蓄電用の設備並びにこれらの」に改める。

（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十一条　地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改め、同条第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第百一条第二項」を「第百五条第二項」に改め、同条第三号中「第百九条第二項」を「第百十三条第二項」に改め、同条第四号中「第百十三条第二項」を「第百十七条第二項」に、「第九十九条第一項」を「第百三条第一項」に改め、同条第五号中「第百十三条第二項第二号」を「第百二十九条第二項」に改め、同条第六号中「第百二十五条第二項」を「第百二十九条第二項」に改め、同条第七号中「第百三十条第二項」を「第百三十四条第二項」に改め、同条第八号中「第百三十条第二項第二号」を「第百三十四条第二項第二号」に改め、同条第九号中「第百三十九条第三項」を「第百四十三条第三項」に改める。

第八条第一項の表以外の部分及び同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第四十八条第一項」を「第五十二条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第三十八条第一項（同法第四十八条第三項を「第二十八条第一項（同法第五十二条第二項」に、「第三十八条第一項（同法第四十八条第三項」を「第四十条第一項（同法第五十二条第三項」に、「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第二十七条第一項又は第三十八条第一項」を「第二十八条第一項又は第四十条第一項」に改め、同条第二項中「よりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」を「よりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項」に改め、同項の表第二十八条第一項の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」を「第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項」に、「第二十九条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同表第二十八条第二項第一号及び第三号の項及び同表第二十八条第二項第二号の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項